

園芸生産持続化支援緊急対策事業 実施要領

令和8年4月22日

新潟県農林水産部農産園芸課

目 次

1	実施要領	1
2	実施基準（別表1）	4
3	事務処理系統等（別表2）	5
4	様式集	
(1)	実施計画書（第1号様式）	7
(2)	達成状況報告書（添付書類 第1号様式別表2兼第5号様式）	9
(3)	実施申請書（第2号様式）	11
(4)	認定前着手届（第3号様式）	12
(5)	完了報告書（第4号様式）	13
(6)	達成状況報告書（第5号様式）	14
(7)	達成状況に対する意見書（参考様式1）	15

園芸生産持続化支援緊急対策事業実施要領

第1 趣 旨

園芸生産持続化支援緊急対策事業（以下「事業」という。）の実施については、新潟県補助金等交付規則及び新潟県農産園芸費補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要領に定めるところによる。

第2 実施方針

種苗・球根費及び生産・出荷コスト低減に向けた取組を支援することで、農業者の経営安定と園芸産地の持続的な発展を図る。

第3 事業主体

1 事業主体は別表1のとおりとし、この場合における「農業者等の組織する団体」については、3者以上の農家又は農業法人が構成員に含まれる団体であって、次に掲げる要件をすべて満たすこととする。

- (1) 代表者の定めがあること。
- (2) 組織及び運営に関する規約が定められていること。

2 事業主体においては、次に掲げるいずれにも該当しないこと。

- (1) 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例23号。（以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
- (3) 役員等（法人である場合にはその役員、その支店または営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者
- (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- (5) 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和9年1月末までとする。

第5 事業の内容及び採択基準

別表1のとおりとする。

第6 事業の実施手続き

- 1 事業主体の長は、第5の事業を実施する農業者の意見を尊重し、県関係地域機関の助言及び協力を得て、事業実施計画書（第1号様式）を策定するものとする。
- 2 事業主体の長は、事業実施申請書（第2号様式）を所管する地域振興局を経由して知事に提出し、事業の認定を受けるものとする。
- 3 事業主体の長は、認定された事業のうち、次に掲げる重要な変更については、1に準じて事業実施計画書（変更）を作成し、2に準じて知事の認定を受けるものとする。
 - (1) 事業主体の変更
 - (2) 事業内容の新設又は廃止
 - (3) 施行箇所又は設置場所の変更（ただし、別表1の区分「2 園芸生産コスト低減緊急対策支援事業」にかかるもののみとする。）
 - (4) 事業費の30%を超える増減
- 4 事業は認定された事業実施計画に基づき、事業主体等がそれぞれ所定の手続きを経て実施するものとする。
- 5 別表1の事業の着手は、原則として当該事業計画の認定後とし、事業の性質、内容等により、早期着手を必要とする場合は、認定前着手届（第3号様式）を地域振興局長に提出した上で着手するものとする。
- 6 5の規定により事業計画の認定前に着手した場合において、対象事業として認定されないときは自力事業とする。

なお、3の重要な変更についても同様の取り扱いとする。

第7 指導推進体制

県は、関係機関と連携し、事業計画の策定、事業の実施及び事業実施後の取組等について、指導助言に当たる。

第8 完了に伴う手続き

- 1 事業主体の長は、事業が完了した日から起算して、10日を経過した日までに事業完了報告書（第4号様式）を所管する地域振興局長に提出するものとする。
- 2 地域振興局長は、事業主体から提出された事業完了報告書（第4号様式）を検査し、事業の履行を確認の上、知事に報告する。

第9 関係書類等の整備

事業主体の長は、次に掲げる関係書類等を整理保存し、処理の経過を明らかにしておくものとする。

- (1) 予算関係書類
- (2) 会計主要簿（総勘定元帳等）
- (3) 現金出納簿

(4) 受払証ひょう書類

資材費、器具購入費等の証ひょう書には、見積書、売買契約書、納品書、請求書、領収書等を添付し整備しておくこと。

(5) 金銭出納は、原則として金融機関の口座を利用すること。

(6) 一括整理された帳簿及び書類には、必ず原始記録を添付しておくこと。

(7) 補助事業に係る往復文書

第10 事務取扱及び事務処理方法

- 1 事業に係る事務取扱は、地域振興局及び農林水産部農産園芸課が行う。
- 2 事業の実施に当たり、事業主体が提出する書類の種類、提出先及び提出部数並びに事務処理系統は、別表2のとおりとする。

第11 助成

- 1 県は予算の範囲内において、事業の実施に要する経費に対し助成を行うものとする。
- 2 事業の補助率等は、交付要綱によるものとする。

第12 報告

- 1 事業主体の長は、事業実施計画書に基づき当該事業計画の達成状況を調査し、達成状況報告書（第5号様式）を令和9年12月末までに所管の地域振興局を經由して知事に提出するものとする。
- 2 地域振興局長は達成状況報告書（第5号様式）をとりまとめ、取組状況について意見を付し（参考様式1）、令和10年1月末までに農産園芸課に報告する。

第13 その他

この要領に定めるものの他、事業実施に関し必要な事項については別に定める。

附則 この要領は令和8年4月22日から施行し、令和8年1月1日以後に助成対象者が行う取組について適用する。

別表 1

区分		事業主体	補助率	事業内容（補助対象経費等）	採択基準						
園芸生産持続化支援緊急対策事業	1 園芸種苗価格高騰緊急対策支援事業	農業協同組合、農業者等の組織する団体等	1/2 以内	<p>令和 8 年度作付用の種苗及び球根（チューリップ、ユリ等）購入に係る経費のうち、令和 6 年度からの価格上昇相当分</p> <p>【補助対象経費の算式】 （令和 8 年度作付用の種苗及び球根経費）×（一定率）^{注1}</p> <p>【補助対象経費】 令和 8 年 1 月から令和 8 年 12 月に支払い実績があるもの</p> <p>注 1 一定率は以下の表による</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>支援対象</th> <th>一定率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種苗（種子、苗、下記以外の球根）</td> <td>0.03</td> </tr> <tr> <td>球根（チューリップ、ユリ）</td> <td>0.17</td> </tr> </tbody> </table>	支援対象	一定率	種苗（種子、苗、下記以外の球根）	0.03	球根（チューリップ、ユリ）	0.17	<p>○地域園芸振興プランが策定されており、事業対象とする品目が当該プランに位置付けられていること。</p> <p>○本事業を実施する場合は、区分 2 の事業又は以下のコスト低減効果の得られる対策を新たに又は拡充して 2 つ以上実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー ・肥料コスト低減 ・農薬コスト低減 ・種苗費の低減 ・流通経費の低減
	支援対象	一定率									
種苗（種子、苗、下記以外の球根）	0.03										
球根（チューリップ、ユリ）	0.17										
2 園芸生産コスト低減緊急対策支援事業			1/2 以内	<p>令和 8 年度及び今後の生産において経営力強化につながる以下の取組に要する経費</p> <p>① 生産コスト低減対策 LED 照明への変更による節電、点滴かん水導入等による節水、静電噴霧ノズル導入による農薬使用量削減、土壌診断による肥料費削減 等</p> <p>② 出荷コスト低減対策 出荷規格の変更、資材の強度・形状の見直し、通いコンテナの導入・拡大 等</p> <p>【補助対象期間】 交付決定日（第 3 号様式（認定前着手届）を提出した場合は届出日以降）から令和 9 年 1 月末</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域園芸振興プランが策定されており、事業対象とする品目が当該プランに位置付けられていること。 						

別表 2

＜事業実施に係る事務処理の流れ＞

事務内容	事務処理ルート		
	農産園芸課	地域振興局	事業主体
① 事業実施申請 ^{注1}	○ ← (経由) →		◎
② 認定前着手届 ^{注1}		○ ←	◎
③ 事業認定 ^{注1}	◎	通知 ○	◎ 認定
④ 補助金交付申請 ^{注2}	○ ← (写し)	○ ←	◎
⑤ 補助金交付決定 ^{注2}		◎ →	○
⑥ 概算払請求 ^{注2}		○ ←	◎
⑦-1 事業完了報告 ^{注1}	○ ← (経由) →		◎
⑦-2 事業実績報告・補助金請求 ^{注2}	報告 ○ ← (写し)	検査 ○ ←	◎
⑧ 補助金額の確定・補助金支払 ^{注2}		◎ →	○
⑨ 達成状況報告 ^{注1}	○ ← (経由) →		◎

◎：発 ○：受

注1 実施要領によるもの 注2 交付要綱によるもの

<書類の提出先、提出部数等>

提出する書類	提出先	部数	備考
【実施要領によるもの】			
第1号様式 事業実施計画書、添付書類	地域振興局	2	→地域振興局(1)→農産園芸課(1)
第2号様式 事業実施申請書、添付書類		2	→地域振興局(1)→農産園芸課(1)
第3号様式 認定前着手届		1	→地域振興局(1)
第4号様式 完了報告書、事業実績書		2	→地域振興局(1)→農産園芸課(1)
第5号様式 達成状況報告書、添付書類		2	→地域振興局(1)→農産園芸課(1)
【交付要綱によるもの】			
第1号様式 補助金交付申請書 (変更を含む)	地域振興局	1	→地域振興局(1)
第7号様式 概算払請求書		1	→地域振興局(1)
第4号様式 遂行状況報告書		1	→地域振興局(1)
第5号様式 実績報告書		1	→地域振興局(1)

第1号様式

園芸生産持続化支援緊急対策事業実施計画書（実績書）

事業主体名					市町村名	
事業の目的・期待される効果						
事業の概要	区分	品目名	生産者数	事業内容		事業費（円）
	1 園芸種苗価格高騰緊急対策支援事業					
		うち、コスト低減対策の実施				
	2 園芸生産コスト低減緊急対策支援事業					
	合計					0
	経費の配分	区分	事業費（円）	負担区分		
県補助金（円）				事業主体（円）	その他（円）	
1 園芸種苗価格高騰緊急対策支援事業						
2 園芸生産コスト低減緊急対策支援事業						
合計		0	0	0	0	

※ 第1号様式別表1及び別表2を添付すること。

※ 事業費は消費税額を除いて記入すること。

(2) (1) 以外でコスト低減に取り組む場合

コスト低減の取り組み (表1を参考にプルダウンから選択)	新規又は拡大後の取組面積(a)	新規・拡充の別		受益面積を示すことが困難な事業内容にかかる取組規模
		うち、実拡大面積 (拡大面積－従前面積)	新規又は拡大後の取組面積(a)	
1		<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 拡充	
2		<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 拡充	

※1 新規又は拡充して取り組む対策を2つ記載すること。
 ※2 「受益面積を示すことが困難な事業内容に係る取組規模」欄を記入した場合は、「新規または拡大後の取組面積(a)」の記載は不要。

<表1>

効果	コスト低減に係る対策例
1 省エネルギー	1-①照明のLED化 1-②局所加温 1-③内張りカーテン 1-④保温被覆資材 1-⑤循環扇による温度ムラ解消 1-⑥環境モニタリング装置 (データによる環境制御) 1-⑦多段サーモによる変温管理 1-⑧ヒートポンプの利用 1-⑨木質バイオマス暖房機の利用 1-⑩その他 (省エネルギーにつながる取り組み)
2 肥料コスト低減	2-①土壌診断に基づく施肥 2-②局所施肥(直下施肥) 2-③混合堆肥複合肥料の活用 2-④石灰窒素の活用 2-⑤汚泥肥料の活用 2-⑥その他 (肥料コスト低減につながる取り組み)
3 農薬コスト低減	3-①静電噴霧器(ノズル)の活用 3-②気象観測装置の活用 (防除適期判断) 3-③防虫ネット 3-④病害虫発生予察情報の活用 3-⑤ラノーテープ 3-⑥交信攪乱剤 3-⑦天敵の利用 3-⑧その他 (農薬コスト低減につながる取り組み)
4 種苗費の低減	4-①球根の自家養成 4-②共同育苗 4-③自家育苗への切替 4-④品種の切替(国産球) 4-⑤その他 (種苗費低減につながる取り組み)
5 流通経費の低減	5-①より経費のかからない規格や資材の導入 5-②通いコンテナの活用 5-③その他 (流通経費低減につながる取り組み)

5 添付資料

コスト低減対策の取組に係る計画位置図 (受益地区図及びほ場図等)

6 令和8年度における経営改善目標 (実績)

事業の効果及び経営改善目標	
事業の効果及び経営改善実績	
今後の課題と改善策 ※1	

※1 達成状況報告時に記入すること。

第2号様式

番 号
令和 年 月 日

新潟県知事 様

住 所
事業主体名
代表者名

園芸生産持続化支援緊急対策事業実施申請書

園芸生産持続化支援緊急対策事業として、下記のとおり事業を実施したいので関係書類を添えて申請します。

記

区分	事業内容	事業実施期間		事業費	負担区分		
		開始予定 年月日	完了予定 年月日		県補助金	事業主体	その他
1 園芸種苗 価格高騰緊急 対策支援事業				円	円	円	円
2 園芸生産 コスト低減緊 急対策支援事 業				円	円	円	円
合 計				円	円	円	円

添付書類

- 1 事業実施計画書（第1号様式）
- 2 規約・構成員名簿（事業主体が組織等の場合）
- 3 その他、知事が指示する書類

【誓約書】

- 私たちは暴力団又は暴力団員ではありません。
また、これらの者と社会的に非難されるような関係はありません。

※ 誓約書は、にチェックをして誓約すること

番 号
令和 年 月 日

地域振興局長 様

住 所
事業主体名
代表者名

園芸生産持続化支援緊急対策事業 認定前着手届

園芸生産持続化支援緊急対策事業のうち園芸生産コスト低減緊急対策支援事業を認定前に着手したいので、対象事業として認定されない場合は自力事業とすることを了承の上、関係書類を添えて届出します。

記

1 認定前着手をしようとする事業

施行箇所・設置場所	
地 区 名	
事 業 主 体	
着手予定年月日	
事 業 内 容	
事 業 費	

2 認定前着手の理由

第4号様式

番 号
令和 年 月 日

新潟県知事 様

住 所
事業主体名
代表者名

園芸生産持続化支援緊急対策事業完了報告書

園芸生産持続化支援緊急対策事業が完了したので報告します。

記

市町村名	
事業主体名	
開始年月日	
完了年月日	
事業内容及び事業量	
事業費	

添付書類

- 1 事業実績書（第1号様式）

新潟県知事 様

住 所
事業主体名
代表者名

園芸生産持続化支援緊急対策事業達成状況報告書

園芸生産持続化支援緊急対策事業について、下記のとおり達成状況を報告します。

記

事業主体名				市町村名			
事業の目的・効果							
事業の概要	区 分	品目名	生産者数	事業内容		事業費 (円)	
	1 園芸種苗価格高騰緊急対策支援事業						
		うち、コスト低減対策の実施					
	2 園芸生産コスト低減緊急対策支援事業						
合 計						0	
経費の配分	区 分	事業費 (円)	負担区分			備考	
			県補助金 (円)	事業主体 (円)	その他 (円)		
	1 園芸種苗価格高騰緊急対策支援事業						
	2 園芸生産コスト低減緊急対策支援事業						
合 計		0	0	0	0		

添付資料

- 1 添付資料 第5号様式別表1
- 2 添付資料 第5号様式別表2

令和 年 月 日

農産園芸課長 様

〇〇地域振興局農林（水産）振興部長

園芸生産持続化支援緊急対策事業における
事業計画達成状況報告書に対する意見について

〇〇（事業実施主体）から報告のあった事業計画達成状況報告書について、別紙のとおり意見を付して報告します。

参考様式1 別紙

事業実施年度	事業主体	事業内容	品目	意見